

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和6年3月4日(月)
午後2時48分～午後3時9分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 熊谷克彦 副委員長 板橋美保
委員 二階堂充 委員 笹森波
委員 千葉栄幸 委員 菊地忍
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 大澤博
次長兼議会総務係長 佐藤恵子
主幹兼議事調査係長 若林潤
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 「選挙管理委員及び補充員の選挙」に係る日程及び選挙方法について
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市議事堂使用要綱について

(3) 議長の諮問に関する事項について

① 名取市都市計画審議会委員の推薦について

午後 2 時 4 8 分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。それでは、議事に入ります。

初めに、選挙管理委員及び補充員の選挙に係る日程及び選挙方法についてを議題といたします。

書記より、説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 選挙管理委員及び補充員の選挙に係る日程及び選挙方法について、御説明いたします。

次第書 2 ページの（1）を御覧ください。初めに、箱書きで掲載しております地方自治法を御覧願います。

選挙管理委員の選挙に係る法的根拠です。

地方自治法第182条の第1項に、選挙管理委員は、地方公共団体の議会において、これを選挙すると規定されております。同第2項では、選挙管理委員と同数の補充員を選挙しなければならないと規定されております。この規定に基づきまして、議会において選挙管理委員及び補充員の選挙を行うこととなります。

次に、① 取扱い案について御説明いたします。あわせて、資料1、議事日程第5号を御覧願います。ア 日程につきましては、条例・補正予算案審議となります3月7日木曜日、議案第36号 令和5年度名取市下水道事業等会計補正予算（第2号）の採決の後、日程第26として選挙を行う案です。

次に、イ 選挙の方法につきましては、これまでの先例に基づきまして、議長による指名推選とする案です。

次に、資料2、選挙管理委員候補者名簿を御覧願います。

選挙管理委員及び補充員の候補者につきましては、地区代表議員より、各地区から候補者の推薦をお願いしておりました。

今回、選挙管理委員といたしまして、名取が丘地区、館腰地区、高館地区、増田地区。補充員といたしまして、増田西地区、閑上地区、下増田地区、愛島地区からの推薦をお願いしております。

各候補者につきましては、資料2のとおりで、先ほど説明いたしましたとおり、この候補者をもって議長において指名推選とするものです。

選挙管理委員及び補充員の選挙に係る日程及び選挙方法についての説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、選挙管理委員及び補充員の選挙に係る日程及び選挙方法について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。選挙管理委員及び補充員の選挙に係る日程及び選挙方法については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員及び補充員の選挙に係る日程及び選挙方法については、そのように決定いたしました。

次に、名取市議事堂使用要綱についてを議題といたします。

資料3を御覧ください。要綱の「1 議場」の（2）に「議場における飲食、喫煙を禁ずる。」とありますが、この規定の運用について御協議いただくものです。

現在は、演壇及び発言席において、ペットボトルと紙コップを設置し、発言時の水分補給を可とする運用を行っています。

演壇及び発言席以外においても同様の水分補給を可とすることを確認するものです。

なお、この取扱いについては「2 委員会室」の（3）及び「3 議員協議会室」の（3）においても同様の運用とすることを確認するものです。

このことについて、委員皆様から御意見をお伺いして協議を進めてまいりたいと思います。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後2時59分 休憩

*休憩中の要旨

- ・要綱に飲食禁止としているので、認めるべきではないと思う。今さらだが、どこかでちゃんとしておかなければならないのではないかと思う。
 - ・演壇や発言席は長く発言するので、水分補給を認めてこれまで運用してきた。
 - ・要綱の「2 委員会」(3)のただし書きについては、議会広報特別委員会で読み合わせするため、ただし書きの条文をあえて付けたものである。
 - ・運用としては、演壇及び発言席においては引き続き水分補給を可とする。
 - ・要綱の「1 議場」(2)や「3 議員協議会室」(3)にも同様のただし書きを加えて、水分補給が必要な場合、そういった状況である旨を申出することで認め、原則は禁止とする。
 - ・本日の議会運営委員会で要綱を改正することを決定し、次回の議会運営委員会で改正案を示す。
-

午後3時 7分 再開

○委員長(熊谷克彦) 再開いたします。

名取市議事堂使用要綱については、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷克彦) 御異議なしと認めます。よって、名取市議事堂使用要綱についてにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、名取市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

書記より、説明をいたさせます。

○書記(若林 潤) 次第書の3ページを御覧願います。

名取市都市計画審議会委員につきましては、令和6年3月31日をもって任

期満了となっております。今般、改めて委員の推薦について、市長より依頼がありましたことから、本日御協議いただくものです。

推薦の依頼人数につきましては2名で、現在の委員は、鈴木英信議員と大友康信議員のお2人です。

議会から推薦する委員につきましては、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項のⅫの1に、「議会の推薦等により委嘱または任命される委員については、議会運営委員会に諮り、承認を得ることとする。」と、また2に「1の委員の任期は、議員の任期中とする。ただし、途中、委員の改選等後任を選ぶ必要がある場合は、議会運営委員会に諮り、承認を得ることとする。」と規定しております。

このようなことから、名取市都市計画審議会委員につきましては、現在の委員の方に継続していただくことで、鈴木英信議員と大友康信議員のお2人を推薦したいとする案の諮問でございます。説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、書記より説明いたさせましたが、今回の推薦につきまして、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） それでは、お諮りいたします。

名取市都市計画審議会委員の推薦については、諮問のとおり、鈴木英信議員、大友康信議員の両名を推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、名取市都市計画審議会委員の推薦については、そのように推薦することに決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時 9分 散会

令和6年3月4日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦